

平成30年度 特別養護老人ホーム第2愛港園 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 単年度重点項目

法人理念・基本方針を基軸に、今年度の重点項目を掲げます。変化する社会福祉関連法の改正などを敏感に捉え、法令遵守し適切なサービスを提供していきます。また、高品質のサービスを維持しながら年間利用率96%以上を目指し安定的な運営を図ります。

(1) 笑顔で支援

人生の熟練者であり、豊かな経験を重ねてこられた高齢者に心からの敬いの気持ちを抱き、人が人を思いやる福祉の原点に立ち返りサービス支援にあたります。建物、設備面の老朽化というマイナス面をプラスに転化するためには、経験と技術のみに頼らず、暖かい雰囲気の中で常に笑顔を忘れず心のこもった支援を徹底します。

(2) 高齢者の尊厳を支えるケアの構築と実践

差別と偏見のない社会を目指し人権尊重を重視し、人権意識の徹底と敏感な感覚を備え持った専門職集団を目指します。あわせて個別介護の見直しの中で、身体拘束ゼロを推進していきます。虐待に関しても厳しくチェックを行い、判断能力や不安をぬぐえない利用者などには適切な成年後見制度の利用促進に努めます。

(3) リスクマネジメント（危機管理）の確立

施設運営における介護事故など様々な危険性を予測・察知し、より安全で快適な生活空間となるべく安全管理（セーフティマネジメント）を徹底します。

台風・地震・火事や防犯（不審者侵入防止など）、感染症、食中毒予防対策などいつ訪れるのか予測不可能な事態に対して事前の危機管理を徹底し体制化を

図っておきます。施設運営面にかかるリスクマネジメントでは、これまで培った数多くの蓄積データと分析から見えてくる回避策、代替手法を活かし実践していきます。

(4) コンプライアンスの徹底

コンプライアンス（法令遵守）を重視し、信頼性の高いサービスを行います。

定期的な自主評価の充実と外部評価を受け止めて質の向上を目指します。社会福祉法の一部改正により、法人には会計監査人が設置され、財務状況について外部からの客観的な評価により公益性・透明性の徹底を図っています。介護サービス内容については、外部監査受審と内部監査実施を実行する事で外部からの評価内容と施設内の自己分析との認識違いをなくせるよう努力します。外部監査では評価機関による第三者評価を早急に受審し、その評価結果を真摯に受け止めサービスの改善に努めるようにします。内部監査では、自主点検表をもとにした自己評価や法人内他施設からの評価、利用者への満足度調査などから当施設の長所・短所を洗い出し、施設サービスの向上に繋げていきます。

また、介護保険市民オンブズマン機構大阪等の受入を行うようにして、利用者のためにお互いが気づきを共有できるようにしていきます。

(5) 情報公開・広報活動の推進

ホームページを中心に当施設の現状を広く一般に外部発信していきます。日々のサービス内容やイベントの様子を公開し、利用者の家族や入所を検討しておられる方に分かりやすく知ってもらいます。また、施設広報紙「第2愛港園便り」を用いて、日常生活をイメージしやすい写真などを多用し広報していきます。事業運営状況や財務状況、苦情解決情報など運営面に関わる内容を公表することで、透明性のある施設運営を目指しています。

情報社会と言われる今日において、施設サービス上でも数多くの個人情報を取り扱わなければ継続的なサービスは提供できません。利用者、家族、関係者などの個人情報については管理を徹底し、漏洩・紛失することないように細心の注意を払います。

第2愛港園ホームページ (<http://www.minatoryo.or.jp/facilities/aikoen-2/>)

(6) 地域公益活動・社会貢献事業の積極的な取り組み

福祉分野に求められるニーズは広範囲であり複雑化しています。公的なサービスでは真に困った人たちに行き届かず、毎日のように社会の貧困に関する報道がなされています。社会福祉法人としての公益性を十分に発揮し特色有る貢献活動を推進していきます。

地域における関係者との連携の中で課題を発見し、地域におけるさまざまなニーズにきめ細かく柔軟に解決していくために当施設の有する福祉機能を最大限に提供し存在意義を高めていきます。具体的には地域行事への職員派遣などを実施し、今後も地域ニーズに沿ったメニュー開発に努力していきます。

また、大阪府社会福祉協議会老人施設部会における社会貢献事業（生活困窮者

に対する支援事業)にも加入しており、積極的に参画していきます。

(7) 人材確保と育成

キャリアパス、職員研修の充実、資質向上と専門性にこだわります。

福祉の専門集団を目指すには裏付けされた知識と技術も必須となります。スタッフが数年後の自分自身の姿をイメージしやすいようにキャリアに応じてステップアップできるシステムを構築し、そのためには何が必要かを考える機会を与えます。資質の向上に欠かせない福祉資格の取得には、法人としても取得支援制度を設け推進しているところであり、個人のレベルアップから施設サービスの底上げを狙います。

また、介護人材の不足状況が取りざたされていますが、選択肢の一つとして外国人技能実習制度を活用し、外国人(ベトナム)労働力を導入し安定化を図ります。諸外国の人材を技能実習生として受け入れ母国へ技術を持ち帰ってもらい、諸外国への発展に寄与します。

4. 数値目標

(1) 97%以上の利用率確保

第2愛港園の損益分岐点でもある96%を最低限確保し、なおかつ施設整備積立金確保のため97%以上の利用率を目標とする。

(2) 3.8以上の平均介護度

高いサービス技術を利用者へ提供するため平均介護度3.8以上を目標とする。

(3) 50%以上の職員有資格率

生活支援員(介護職員)の介護福祉士資格取得者を50%以上確保することで技術と知識を兼ね備えた専門集団を目指していく。認知症介護実践者研修、外国人技能実習指導者資格など幅広い知識習得を推進していく。

(4) 身体拘束ゼロ宣言

身体拘束対象者の原則ゼロを継続目標とする。

(5) 誤薬事故件数0件

誤薬事故の多くの原因は注意を怠ったことや連携不足にある。事故要因や環境因子との関係性など因果関係を追求し、防げる事故という高い認識を保つため年間を通して誤薬ゼロを目標に掲げる。

(6) 食事残菜率平均15%以下に抑える。

まんべんなく栄養摂取出来るように考えられた食事メニューも摂取量が少なければ必要栄養量が不足するため、平均残菜率15%以下に抑えられるよう食事形態・調理法を工夫する。

(7) 内部研修の30回の実施と非常勤職員参加率向上

継続的に学ぶ機会を作るために年間30回以上の実施を目標とする。職員が最低1回は講師役を務め、自身の知識を継承していく経験を積む場として設定していく。非常勤職員の研修参加率を向上させ、介護レベルの平均点を引き上げる。

5. 利用者サービス

(1) 利用者満足度の追求

特養の提供する介護は生命や生活を支え利用者の心を豊かにし、人権尊重を基本に安全かつ安心快適な生活を保障されなければなりません。行動規範となる業務マニュアルを定期的に見直し・改訂し、必要不可欠な部分では基本ルールを徹底し、安全・快適を確保します。そのうえで個別性を重視し一人ひとりによりそった支援を提供していきます。

また、個々の多様性を尊重する事でおられるハード面や嗜好に関する意見についても、施設内に意見箱を設置し施設に対して要望しやすい環境を整備します。担当者のみならず、どのスタッフにも気兼ねなく意見できるように匿名性を確保した方法で提示しています。集められた意見（苦情）に対しては真摯に受け止め、必ずフィードバックすることで施設の方向性を理解してもらえよう解決に向けて積極的に取り組んでいきます。

高齢者の健康状態を維持増進するには毎日の栄養サービスと医療サービスの連携が非常に大切です。その為に医師・看護師・栄養士という専門職による健康管理療養指導を当施設でも重視しています。生活支援員（介護職員）は食事量やバイタルサイン、排泄物の状況、表情など諸要素すべてに注意し、鋭い観察力が求められ、第2愛港園としてのチームケアを推進しています。嚥下機能や残存する身体能力の向上など疾病予防のためにもチームケアに基づいた介護サービスを追求していきます。

認知症や鬱状態などの精神症状群に対する最新の正しい知識と良質な対応力の習熟に努め画一的な施設サービスを排除します。

入所され徐々に心身の機能が低下しゆるやかに終末を迎えつつある場合には、希望に応じて家族や親しい人々に見守られながら心身共に苦痛無く穏やかに最期を迎えられるようターミナルケアにも取り組んでいます。対象者の尊厳に十分配慮し、その人らしさを大切に毎日の生活を最期まで心を込めて丁寧に支援を行っていきます。

余暇の充実した時間を過ごしていただけるよう個人の趣味や楽しみを尊重したレクリエーションを企画・実現していきます。また、日課の一部としての機能回復訓練という考え方ではなく、一人ひとりの日常生活の中で実生活に近い居住環境のもと活動を高めていく柔軟性と発想力豊かな取り組みを重視します。

生活の中に組み込んだリハビリ、口腔ケア等による自助力を高め介護予防に取り組んでいきます。

個室化、ユニットケアというハード面だけでは解決し得ない「快適さ」「心地よさ」を施設生活の中でも提供するには、人それぞれの多様な生き方に複数の選択肢で対応できるかで満足度の幅は広がります。多様な個別性を受け止められる施設を目指します。

(2) 業務マニュアルの周知徹底と活用

現場のスタッフだけしか理解できない介護ではチームケアは成立しません。利用者、家族、実習生、新任職員であってもすぐに理解できる「わかりやすいケアシステム」を目標にし、業務手順を全てマニュアル化します。統一手順を徹底することで、途切れない支援を日々継続できるものとし、一人の対象者にチームケアを実践していきます。技術や情報、知識は刻々と変化していきますので、定期的に見直し改善を重ねより良質なサービスを目指します。業務全てにおいてPDCAサイクルを基本として、現状が最善と過信することなく、些細な事柄からでも疑問点を吸い上げ試行錯誤する探究心を深める先に最高のサービスを求め続けます。

(3) 柔軟な対応による地域での役割

施設サービスと居宅サービスの機能を結びつけ、地域の中で福祉サービスの総合拠点として、利用者にとって最も適切で満足いくサービス提供の形を模索し続けます。

居宅サービスにおける地域のニーズの把握に努め、地域の求めに応える短期入所生活介護を提供します。家族の様々な事情による緊急一時的な利用であっても、積極的な受入体制をとります。港区内に存在する同法人の救護施設、在宅サービスステーション、地域包括支援センターらと連携することで多面的に対象者にかかわる事が可能です。地域の団体や行政、社協といった諸団体とのネットワークを強化し、真に困った時に手を差し出すことができるような福祉拠点を目指します。

また、入院や在宅復帰、他施設への転出など当施設を退園することとなっても、ケアの内容が途切れ対象者に不利益が生じないようできる限りの支援を行っていきます。

6. 人材確保と育成

(1) 求める職員像

福祉施設の持つサービス改善への取り組みにゴールはなく、永続的なサービス改善行為を積み重ね、目標を柔軟に変化させられる感覚を持つ職員を求めます。25年以上にわたって培った施設ケアの実践を「見える化」すべく福祉関係資格の保有率を介護職の50%以上となるよう資格取得支援を実施します。介護福祉士、社会福祉士、ケアマネ等主立った資格にこだわらず、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）や安全推進管理者、第三者評価調査者、防火管理者、認知症関連資格、介護福祉士実習指導者資格、技能実習指導者資格など個々の特性に合わせた資格取得を促進していきます。

(2) 会議・委員会・研修

施設の方向性や直面する課題解決にあたっては多職種協働による協議が重要となります。定期的にサービスを見直し、法人理念や施設の中長期計画に沿った

目標を達成するには自己分析を充実し、改善・改良のアイデアを研鑽していく事は不可欠となります。定期的な議論の場としてまた重要な伝達事項、法人の考え方を職員に浸透させる場としてテーマ毎に設定しています。

① 職員会議	(月 1 回)
② 給食会議	(月 1 回)
③ 防災会議	(月 1 回)
④ サービス検討会議	(月 1 回)
⑤ ケース検討会議	(随時)
⑥ サービス担当国会議	(随時)
⑦ 苦情解決委員会	(随時)
⑧ 入退所判定会議	(月 1 回以上)
⑨ 業務改善会議	(随時)
⑩ リスクマネジメント委員会	(月 1 回)
⑪ 身体拘束廃止委員会	(月 1 回)
⑫ 事故発生予防委員会	(月 1 回)
⑬ 褥瘡予防委員会	(月 1 回)
⑭ 感染症・食中毒予防対策委員会	(月 1 回)
⑮ 虐待防止委員会	(随時)
⑯ マニュアル委員会	(年 2 回)
⑰ 広報活動委員会	(年 2 回)
⑱ 法人内施設 連絡会議	(随時)
⑲ 法人内介護保険事業部会議	(随時)
⑳ 法人内主任会議	(随時)
㉑ 法人内栄養士会議	(随時)

施設サービスの質は個々の職員の知識・技術に委ねる部分があり、資質の向上やキャリアアップは利用者サービスに大きく関係します。施設外で開催される外部研修に多くの職員が参加し、時代変化による最新の考え方や技術、専門知識を学ぶ場を設け、施設内へ持ち帰ってもらいます。

外部研修の注目テーマとして「ターミナルケア」「認知症ケア」「人権問題」「接遇マナー」「感染症・食中毒予防」「リスクマネジメント」「身体拘束廃止」「虐待防止」「褥瘡予防」「メンタルヘルス」等とし、研修内容を書面や実技を交えた伝達研修とする事で、施設内での浸透を図ります。

また、法人のスケールメリットを活かし、単独施設では実現不可能な研修会や外部講師への出張依頼などを法人内他事業所と合同して開催します。

(3) 働きやすい職場環境作り

多種多様な利用者を対象者とする福祉施設において、業務マニュアルだけでは日常の支援にすぐに順応することは不可能と言えます。特に学卒者には、プリセプター制度により先輩職員と共に業務に当たることで細部の疑問をその場で解

消できるように配慮し、実際業務とのギャップを軽減します。

福祉施設では特に利用者の様子や対応内容、結果といった記録が重要です。それら記録に関連する業務は、ソフトウェア等を積極的に活用しスタッフの事務的作業の効率化を図ります。グループウェアをはじめとする情報通信技術を上手に応用することで、誰もが同じ情報をリアルタイムに共有し、適切なサービス提供を実現できるよう施設独自のシステムを確立していきます。

24時間体制での利用者支援を日常業務とする福祉施設において、身体的・精神的に無理を強い職場では体調変化を生みやすく、労働環境の整備は大変重要な位置づけとされます。組織（チーム）で業務にあたるためスタッフが働きやすい職場か否かは運営上常に注視する部分であり、日々の改善を重ねていきます。具体的な目標として有休消化率の向上、時間外労働時間の削減、年1回のストレスチェックの実施、年2回以上の上席者からの面談を目指します。

(4) 福利厚生

福利厚生センターや大阪民間社会福祉事業従事者共済会、健康保険組合などが提供する福利厚生事業を積極的に活用し、健康維持・増進やレクリエーション活動の充実を図り職場環境の質的向上を目指します。

(5) ボランティア・実習生の受け入れ

介護人材の不足が叫ばれる昨今の状況を踏まえると福祉に関する裾野を広げる取り組みが重要です。福祉施設のできる直接的な取り組みとして実習生及びボランティアの受け入れが挙げられます。施設への理解を深めるとともに地域社会との接点・交流機会の増加が期待され、積極的な受け入れを継続していきます。

外部からの関係者との関わりを常態化させることで風通しの良い施設となり、地域に密着した施設を目指していきます。

7. 地域との参画・協働

利用者が単なる施設の利用者では無く地域の一員として、認識できるような接点を増やすことで、社会との繋がりを保持しメリハリを持った毎日を送れるよう支援していきます。地域に対しても施設機能を大いに開放することで、双方向の関係づくりを強化していきます。また、施設を福祉資源の一つとして位置づけてもらうために、小中学校など教育機関に福祉体験事業などを提案し、交流を通して地域福祉の活性化を図ります。区民まつりなどの住民行事にも積極的に参加することで着実に第2愛港園の存在意義を高めていきます。

8. 防災・防犯

災害時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の総合訓練や夜間想定訓練を定期的実施し、消防機関の立ち会い訓練を年1回実施します。同一敷地内の愛港園、港地域在宅サービスステーション、ときめき、隣接する社員住宅との合同消防計画を策定し、相互に応援態勢を取れるように連携を強化しています。また、人命安全防護のための教育を職員及び利用者を対象に実施することで、高い防災意識を維持し

ていきます。

阪神・淡路大震災、東日本大地震、熊本地震など日本各地で大規模な地震が多発している現状を教訓に自然災害発生時の対策も強化しています。東南海地震の被災を想定した地震防災訓練を実施、備蓄物品として利用者・職員の3日分の食料とオムツなど介護用品を保管し有事に備えます。

また、災害時には緊急入所施設・緊急一時避難所として地域住民の安全を守るよう準備しています。

平成30年度 第2愛港園事業計画 1

	ケアの重点項目	レクリエーション	保健衛生サービス
4月	施設外活動促進月間	お花見 造幣局の通り抜け	個別体調確認
5月	施設外活動促進月間	日帰りレク	春季健康診断
6月	利用者個人の状態の把握 施設外活動促進月間	日帰りレク	食中毒予防月間
7月	利用者健康促進月間	七夕祭り	食中毒予防月間
8月	利用者健康促進月間 家族連絡調整 帰省（お盆） 家族懇談会	納涼会	食中毒予防月間 脱水防止月間 帰省時の保健指導
9月	敬老月間 地域交流促進月間	敬老祝賀会 地域敬老祝賀会	食中毒予防月間 脱水防止月間
10月	施設外活動促進月間	地域交流 日帰りレク	秋季健康診断
11月	施設外活動促進月間	日帰りレク	精神衛生月間
12月	家族連絡調整 帰省（年末・年始） 家族への近況報告	クリスマス会 もちつき	個人体調確認 インフルエンザ、ノロウイルス予防 帰省時の保健指導
1月	利用者健康促進月間	新年祝賀会 初詣 書き初め大会	インフルエンザ、ノロウイルス予防 循環器疾病要注意月間
2月	利用者健康促進月間	節分	インフルエンザ、ノロウイルス予防 循環器疾病要注意月間
3月	生活援助の総括	ひな祭り	耳の衛生月間
定例	家族への預り金収支報告（年4回） ADL状況、長谷川式スケール（年1回） ケアプランの作成・見直し及び、カンファレンス（随時） ラジオ体操（毎日1回）	誕生会（月1回） 誕生者食事会（随時） グループワーク 保育園児との交流 （年1回）	体重測定（月1回） 血圧測定（月1回） 全館消毒（毎日）

平成30年度 第2愛港園事業計画 2

	食 事 サ ー ビ ス		災 害 対 策
	栄 養 関 係	特 別 献 立	
4月	嗜好調査	お花見 昭和の日	消防計画書策定 管理者教育 新任職員対象防災機器の取扱説明 防災設備総合機器点検
5月	残食調査	憲法記念日 端午の節句 母の日	視聴覚指導 防災訓練(消防署立会) 地震災害応急対策訓練
6月	食中毒防止強化月間 食事形態チェック	創立記念日6/1 父の日	
7月	嗜好調査	七夕 海の日	防災訓練(夜間想定)
8月	帰省時の栄養指導 残食調査	納涼会 土用の丑	
9月	食中毒防止強化月間	防災の日 敬老の日 秋分の日	防災月間 防災訓練(日中想定)
10月	嗜好調査	お月見 ハロウィン	地震災害応急対策訓練 防災設備機器点検 港区自衛消防競技会
11月	残食調査	文化の日	防災訓練(夜間想定) 秋季全国火災予防運動 視聴覚指導
12月	食中毒防止強化月間	天皇誕生日 クリスマス会 冬至 年越	年末年始災害防止 特別警戒
1月	嗜好調査	おせち料理 七草 小正月	年末年始災害防止 特別警戒 防災訓練 (地震津波想定)
2月	残食調査	節分 建国記念の日 聖バレンタインデー	
3月	食中毒防止強化月間	ひな祭り ホワイトデー 春分の日	春季全国火災予防運動 防災訓練(夜間想定)
定 例	栄養指導に関する話(月1回) 誕生会(月1回) ティータイム(毎日2回)		防災会議(月1回) 防災訓練(1回/2ヶ月) 防災設備自主点検 (月1回)

平成30年度 第2愛港園職員研修会

介護保険事業所合同年間研修計画

	研 修 内 容
4月	平成30年度事業計画
	新人研修(プリセプター・オムツ・食事・移乗・入浴介助)
	接遇マナー向上
5月	介護技術の基本1(食事介助・水分補給)
	介護技術の基本2(排泄介助)
	介護技術の基本3(入浴・清拭、足浴、手浴)
6月	介護技術の基本4(移動・移乗介助)
	ケース記録、報告書の基本的な書き方
	介護保険制度について
7月	食中毒予防に向けて
	介護技術の基本5(服薬介助・誤薬防止・服薬管理)
	身体拘束廃止について
8月	苦情解決システム・苦情箱、ヘルプライン
	緊急時の対応、救急救命講習、AEDの使い方
	認知症ケアの基本
9月	看取り(ターミナルケア)介護指針と総括
	防災訓練、災害時の対応について(火災・台風・地震等)
	高齢者の人権尊重について
10月	感染症予防対策について(インフルエンザ、ノロウィルス)
	コンプライアンスの徹底
	誤嚥性肺炎の予防
11月	褥瘡予防について
	栄養マネジメントについて
	口腔ケアについて
12月	個人情報保護とプライバシー保護
	リスクマネジメントについて
	メンタルヘルスについて
1月	成年後見人制度について
	虐待防止体勢の構築と実践
	腰痛予防について
2月	接遇マナー向上
	事業計画の見直しと来年度の取り組みについて
	プリセプター制度と新人教育について
3月	行事・レクリエーション等の総括
	高齢者の疾病
	ケアマネジメントについて

平成30年度 生計困難者に対する支援相談事業 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 位置づけと目的

大阪府社会福祉協議会老人施設部会の「老人福祉施設における社会貢献事業実施要項」に基づき、社会福祉法人として明確な公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととします。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困難により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行います。

2. 事業趣旨

施設の持つ専門的援助技術や相談機能を活用し、総合生活相談を行います。地域の諸機関と連携し、要援護状態の発見や諸施策へのつなぎの努力を行います。要援護状態にある方々の自立生活を支援するため、必要なサービス費の援助を行います。

3. コミュニティソーシャルワーカーの配置並びに訪問相談活動

この事業の実施にあたり、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、老人福祉施設内の介護支援専門員、あるいは在宅介護支援センター、診療所などの人材、機能と連携し地域の要援護者に対して医療も含めたさまざまな相談活動を継続して行うものとし、所得や生活状況、生活上の課題を把握した上で種別や制度の垣根にとらわれることなく、心理的不安を取り除き、必要なサービス斡旋、経済的援助を行うために、地域向けの相談活動を担当する者となります。

4. 経済的援助の対象

4-1 経済的援助の対象となる方

生活困難により、

- ①医療費の負担が困難な方
- ②介護サービス費の負担が困難な方
- ③成年後見人を定める費用負担が困難な方
- ④必要とするサービスが受けられない方
- ⑤上記に類似する方

4-2 経済的援助の対象とならない方

- ①既に施設に入所している方
- ②介護サービスの上乗せ分を利用しようとする方
- ③借入金、滞納金の返済にあてようとする方
- ④相談活動を行わない、申請による方
- ⑤日常生活費の支給を求める方

⑥上記に類似する方

5. 経済的援助の期間

1事例あたりの最長援助期間は、概ね3ヶ月とします。この間にコミュニティソーシャルワーカーは、他制度との調整、つなぎに努めます。3ヶ月を経過し、さらに援助が必要と思われる場合は、大阪府社会福祉協議会内の基金運営委員会で検討の上決定されます。

6. 経済的援助の支払限度額

経済的援助を行う際、1事例あたりの支払限度額は概ね10万円とします。これを超える額の援助が必要と思われる場合は、大阪府社会福祉協議会内の基金運営委員会で検討の上決定されます。

7. 経済的援助の決裁権者

経済的援助を行う際の決裁権者は、援助を必要とする事例を担当したコミュニティソーシャルワーカーの所属する施設長とします。

8. 資金の流れ

この事業をすすめるにあたり、大阪府社会福祉協議会内に老人施設部会社会貢献基金が設置され、府内各老人施設から特別会費（社会貢献事業会費）を徴収し、当該会費を管理し、必要に応じて執行しています。コミュニティソーシャルワーカーは、所定の手続きで基金へ申請し、基金から施設を通じて、各サービス提供事業所に支払うものとします。原則として、本人への現金支給は直接行いません。

9. 個人情報保護

個人情報保護法に基づき、個人の権利利益の保護のために、利用者等から提供された多数の個人情報について利用目的の同意を得る等、適正・慎重に取り扱うための管理体制を構築します。